平成２５年（フ）第５７２５号
大阪府大阪市生野区新今里３丁目２番５―502号
債務者　諸岡　正一
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３９号
大阪府摂津市千里丘４丁目12番23―612号
債務者　星野八須男
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９６号
大阪市東淀川区豊里５丁目17番１号　ヴィラナリー豊里402号
債務者　松本　朱實（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８５９号
大阪市中央区島之内２丁目４番13―202号
債務者　坂本　雅俊
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９８号
大阪市中央区玉造１丁目４番14―504号
債務者　伊佐祐一郎
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０号
大阪府守口市菊水通１―７―25―206号、住民票上の住所大阪府守口市豊秀町２丁目４番11―602号
債務者　尾崎屋美知恵
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９号
大阪市住之江区南港中４丁目２番13―714号
債務者　大久保　歩
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９号
大阪市住吉区我孫子東３丁目13番３―1206号
債務者　鬼気　眞理
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田744番地１　コーポ鍋島Ａ101
債務者　濵道　孝志
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６９５号
北九州市戸畑区西大谷２丁目３番25―103号
債務者　入江スミ子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８２２号
北九州市八幡西区上上津役３丁目19番18号
債務者　山本喜代子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４９３号
大分市大字小池原59番地の３　デュープレックス小池原Ｂ102
債務者　尾畠　千恵
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９６号
大分市大字端登2564番地の２
債務者　吉良山三枝（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７５４号
仙台市太白区西中田４―13―４すまいるライフ南仙台内、従前の住所仙台市青葉区錦町１丁目２―24錦町サンフラワーマンション203
債務者　高橋　真也
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
茨城県高萩市有明町２丁目２番地
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１４２号
茨城県日立市千石町４丁目５番25―101号、前住所茨城県日立市森山町２丁目10番13号
債務者　佐々木克夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１５１号
茨城県北茨城市華川町上小津田520番地の５
債務者　神山　幸男
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１５３号
茨城県日立市久慈町５丁目13番７号
債務者　河村　友和
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで　水戸地方裁判所日立支部